

## 令和4年度食品、添加物等の年末一斉取締り及び食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施結果について

食品流通量が増加する年末においても、和歌山市食品衛生監視指導計画に基づき、次のとおり監視指導を実施しました。

1 実施期間 令和4年12月1日（木）～12月28日（水）まで

2 実施内容

(1) 施設に対する立入検査及び食中毒防止に係る事業者への指導

食中毒が発生した場合に、多数の患者が発生するリスクの高い大量調理施設に対し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、監視指導を実施し、HACCPに沿った衛生管理の取組状況の確認及び施設内のふきとり検査を行いました。

(2) 食中毒防止に係る消費者等への注意喚起

近頃「低温調理」レシピが流行し、家庭でも手軽に低温調理を楽しめるようになり、おいしさを追求するあまり加熱不足が懸念されます。食品衛生に関する正しい知識の普及を図るため、市広報番組及び和歌山市公式SNSにおいて「肉の低温調理にご注意！」の情報提供を行いました。

(3) 食品等の表示に係る監視指導

製造業者、販売業者等に適正表示を徹底させるために、表示基準や関係通知等についての周知を含め監視指導を行いました。販売施設においては、食品等の表示について点検し、表示基準違反の発見及び排除に努めました。